

「日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する『ハイブリッドキャストサービスに係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務』の認可申請に対する総務省の考え方についての意見募集」の結果

I 意見募集期間

- ・平成25年10月1日から平成25年10月30日まで

II 提出された意見の件数、意見提出者

- (1) 提出された意見の件数： 12件
- (2) 放送事業者から提出された意見： 5件
意見提出者（提出順）：株式会社テレビ朝日、日本テレビ放送網株式会社、朝日放送株式会社、株式会社テレビ東京、讀賣テレビ放送株式会社
- (3) 団体から提出された意見： 2件
意見提出者（提出順）：一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本新聞協会（メディア開発委員会）
- (4) 放送事業者及び団体以外の者から提出された意見： 5件

III 提出された意見と総務省の考え方

- ・別添のとおり。

提出された意見と総務省の考え方

※表中、左欄に提出された意見及び提出者、右欄に意見に対する総務省の考え方を記す。

1 NHKからの認可申請に対する総務省の考え方に関する意見

(1) 総務省の考え方に肯定的な意見

| | |
|--|--|
| <p>【意見 1-1】 スマートテレビに関しては、NHKや民間放送事業者、メーカーなど関係者が官民一体となって取り組みを推進しており、NHKには公共放送として先導的役割を果たすことが大いに期待されることです。【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> | <p>協会からの認可申請に対する総務省の考え方に賛同する意見として承ります。</p> |
| <p>【意見 1-2】 「(1) 基本的な考え方」を前提としたうえで、ハイブリッドキャストは、次世代の放送として、NHKのみならず官民をあげた次世代放送サービスの高度化に資することから、「本業務を実施することにより、サーバーの負荷状況のデータやコンテンツ提供におけるワークフローの検証結果等をハイブリッドキャストにおける配信基盤の構築、運用値の検討やサービス設計等の検討に役立てること」は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」(放送法第20条第2項第8号)の趣旨に合致するものと考えます。したがって、『協会が本業務を実施することは、適当である』『放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務』であると認められる』とする「総務省の考え方」の結論は妥当であると考えます。【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> | <p>(同上)</p> |
| <p>【意見 1-3】 放送・通信連携サービス「ハイブリッドキャスト」は官民をあげて取り組んでいる</p> | <p>(同上)</p> |

| | |
|--|-------------|
| <p>次世代放送サービスの中核技術であり、「本業務を実施することにより、サーバーの負荷状況のデータやコンテンツ提供におけるワークフローの検証結果等をハイブリッドキャストにおける配信基盤の構築、運用値の検討やサービス設計等の検討に役立てること」は放送法第20条第2項第8号の「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」の趣旨に添うものと考えられます。</p> <p>したがって「本業務は『放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務』であると認められる」とした「総務省の考え方」は妥当と考えます。【株式会社テレビ朝日】</p> | |
| <p>【意見 1-4】</p> <p>NHKが、今回申請のあったハイブリッドキャストサービスの技術的検証において先導的な役割を果たすことに賛成いたします。【朝日放送株式会社】</p> | <p>(同上)</p> |

(2) 総務省の考え方に否定的な意見

| | |
|---|--|
| <p>【意見 2-1】</p> <p>放送法によって強制徴収している視聴料を特定の人達しか使用しないサービスに注ぎ込むべきではありません</p> <p>さらに、インターネットは放送ではありません、NHKが関わる事ではありませんよって、反対します【個人3】</p> | <p>今回申請のあった業務は、サーバーの負荷状況のデータやコンテンツ提供におけるワークフローの検証結果等を、ハイブリッドキャストにおける配信基盤の構築、運用値の検討やサービス設計等の検討に役立てることとしており、次世代放送サービスの高度化に資することから、放送法第20条第2項第8号に規定する「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」であると認められます。</p> |
| <p>【意見 2-2】</p> <p>くっだらなにお金を使わないでけろ。【個人4】</p> | <p>(同上)</p> |

(3) 放送市場への影響についての意見

| | |
|---|---|
| <p>【意見3-1】</p> <p>NHKは巨大な全国組織であり、地方における民間放送事業者との体力差は歴然としています。本業務を含むインターネットサービス全般について、NHKが独占的な受信料収入を背景に拡大するのであれば、これまで以上に公共放送と民間放送の「放送の二元体制」のバランスへの配慮が不可欠になると考えます。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> | <p>協会のインターネット活用業務の在り方については、受信料財源により運営される特殊法人であるという協会の性格を踏まえ、検討されることが重要であると考えます。</p> |
| <p>【意見3-2】</p> <p>NHKは巨大な全国組織であり、地方における民間放送事業者との体力差は歴然としています。本業務を含むインターネットサービス全般について、NHKが独占的な受信料収入を背景に拡大するのであれば、これまで以上に公共放送と民間放送の「放送の二元体制」のバランスへの配慮が不可欠になると考えます。</p> <p>【日本テレビ放送網株式会社】</p> | <p>(同上)</p> |
| <p>【意見3-3】</p> <p>NHKは受信料で放送を行う特殊法人であり、視聴者に対しては基本的に「放送」でコンテンツを届けるという前提で、特別認可を検討する必要がある。</p> <p>またNHKは安定的な受信料収入を基盤としており、広告収入等を財政基盤とする民放事業者との差異は歴然としている。経営基盤の圧倒的な差異の中でNHKが「ハイブリッドキャスト」によるインターネット活用業務を広げることは、公共放送と民間放送という「放送の二元体制」のバランスを欠く可能性があり、「市場への影響の程度」に十分配慮する必要がある。【株式会社テレビ東京】</p> | <p>(同上)</p> |

(4) 協会の業務範囲についての意見

| | |
|---|-----------------------------|
| <p>【意見4-1】</p> <p>NHKは受信料財源で運営されており、またNHKの業務は放送法で規定されてい</p> | <p>インターネット活用業務をはじめとした協会</p> |
|---|-----------------------------|

| | |
|---|--|
| <p>ることから、いわゆる附帯業務（放送法第20条第2項第5号）や特認業務（同第20条第2項第8号）の範囲や解釈を安易に拡大することは慎むべきものと考えます。その意味において、今回の認可申請に関し意見募集が行われたことは適切であると考えます。【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> | <p>の業務の在り方については、受信料財源により運営される特殊法人であるという協会の性格を踏まえ、検討されることが重要であると考えます。</p> |
| <p>【意見4-2】 NHKは受信料財源で運営されている特殊法人であり、NHKの業務は放送法で規定されていることから、いわゆる附帯業務（放送法第20条第2項第5号）や特認業務（同第20条第2項第8号）の範囲や解釈について安易に拡大することのないようにすべきと考えます。【株式会社テレビ朝日】</p> | <p>（同上）</p> |
| <p>【意見4-3】 NHKは受信料財源で運営されており、またNHKの業務は放送法で規定されていることから、いわゆる附帯業務や特認業務の範囲や解釈を安易に拡大することは慎むべきものと考えます。【日本テレビ放送網株式会社】</p> | <p>（同上）</p> |
| <p>【意見4-4】 当委員会がかねて述べてきた通り、NHKだけがインターネットを利用すべきではない、という意見は持っていない。しかし、放送法で規制され、現行の受信料制度で保護されるNHKのインターネット利用は、限定的なものであるべきだという立場にある。なぜならば、①租税に近い受信料制度で成り立ち、放送を主たる業務とするNHKの業務範囲が、「附帯業務」を拡大解釈し、「特認業務」という例外措置でインターネット業務に及び、それが肥大することは法の基本概念をゆがめる、②NHKのインターネット利用が無制限に拡大すると、民間による市場の自立・発展を妨げかねない——と考えられるからである。これらの主張は、公平な競争条件こそが、メディアの多様性、多元性を担保し、国民の情報選択の幅を維持するために必要であるという前提による。 貴省「放送政策に関する調査研究会」（放政研）の第一次取りまとめが8月に示され、法整備に向けて行政において検討が進められていることと認識している。同「取りま</p> | <p>（同上）</p> |

とめ」では、NHKのインターネット活用業務も含めた放送以外の個別の業務については、NHKが任意業務として実施し得るかどうかを検討する基準として、「公共性が認められること」「放送の補完の範囲にとどまるものであること」「市場への影響の程度」の三つが示された。この点については、当委員会も評価できるものとした。

これらの観点から、今回の申請に対して意見を述べる。

受信料は公共放送を維持するための租税に近い負担金である。NHKが受信料の本旨を忘れ、過度な放送の高度化を模索した結果、その業務範囲が現行放送法の範囲を超えて拡大し、それが視聴者の受信料に跳ね返る、あるいは民間コンテンツ事業者からビジネスチャンスを奪うことになってはならない。

今回の申請には、放送法の基本理念である公共放送の業務範囲と受信料の使途に必ずしも合致しない内容が含まれている。監督官庁である貴省には、公共放送の業務範囲と受信料の使途をより適正化するという視点から、今回の認可申請に当たっていただきたい。さらに今後の法整備に際しても、留意を求めたい。同時にNHK経営委員会にも、同様の視点から放送・通信の連携について執行部を監督するよう期待する。

【一般社団法人日本新聞協会】

(5) 協会が行うインターネット活用業務に関する意見

【意見5-1】

総務省「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ（平成25年8月）を受け、現在、行政においてNHKのインターネット活用業務に関する制度改正の検討を進めていると認識しています。NHKが申請した標記業務（以下、本業務）はあくまで技術やニーズの検証を目的として実験的に行うものであり、制度改正にあたっては後述する問題点にも十分配慮し、本業務を無条件に任意業務として認めることのないよう、慎重かつ十分な検討が必要であると考えます。また、本業務は、テレビ放送のインターネット同時配信（以下、ネット同時配信）とはまったく性格が異なるサービスであり、仮に本業務が実施されとしても、NHKがネット同時配信を実施する根拠

今回申請のあった業務は、ハイブリッドキャストサービスの技術的検証等に資するものであり、その範囲内において適切に行われるものと考えます。

また、協会のインターネット活用業務の在り方については、受信料財源により運営される特殊法人であるという協会の性格を踏まえ、検討されることが重要であると考えます。

| | |
|--|--|
| <p>にはなり得ないと考えます。【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> | <p>なお、本業務は協会の放送番組をインターネットに同時に配信するものではなく、仮に本業務が認可される場合であっても、こうした業務の実施が認められるものではありません。</p> |
| <p>【意見5-2】 NHKが今回申請した業務はハイブリッドキャストの技術やニーズの検証を目的に実験的に行うものであり、今後、NHKのインターネット活用業務に関する制度改正を検討するにあたって、これを前例に、本業務を無条件に任意業務として認めることのないようにすべきと考えます。 また、今回の業務は、テレビ放送のインターネット同時配信とは性格の異なるサービスであり、NHKがインターネット同時配信を実施する根拠にはなり得ないと考えます。 【株式会社テレビ朝日】</p> | <p>(同上)</p> |
| <p>【意見5-3】 NHKが申請した標記業務（以下、本業務）はあくまで技術やニーズの検証を目的として実験的に行うものであり、本業務を無条件に任意業務として認めることのないよう、慎重かつ十分な検討が必要であると考えます。また、NHKが今後、他のインターネットサービスを実施しようとするのがあっても、それらに関しても、安易に任意業務として認められることがないように要望します。 さらに、本業務は、テレビ放送のインターネット同時配信（以下、ネット同時配信）とはまったく性格が異なるサービスであり、仮に本業務が実施されとしても、NHKがネット同時配信を実施する根拠や前例にはなり得ないと考えます。 【日本テレビ放送網株式会社】</p> | <p>(同上)</p> |
| <p>【意見5-4】 次世代スマートテレビサービス、ハイブリッドキャストの技術開発に当たり、NHKが先導的な役割を果たしていることは理解できる。しかしNHKは前述の通り放送法を根拠に設けられ、受信料制度に支えられた組織であり、通信を使った業務の実施につ</p> | <p>(同上)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>いては抑制的な形で行うべきである。</p> <p>今回の申請に対して貴省は、ハイブリッドキャスト技術の検証が「放送及びその受信の進歩発達にも資するものであると考えられる」と判断している。しかし、申請内容を検証すると、スマートフォンやタブレット端末などと連携するサービスも含まれており、こうした業務はより通信に近いものとも考えられる。本来業務から外れたインターネットによる「通信」を利用したサービスは、あくまで放送の補完となっているか、市場への影響が限定的になるかを検証した上で、限られた範囲で認可すべきである。【一般社団法人日本新聞協会】</p> | |
|--|--|

(6) 放送中の番組の時差再生可能な映像を提供する業務についての意見

| | |
|--|--|
| <p>【意見6-1】</p> <p>本業務の種類の1つに「放送中の番組の時差再生可能な映像を提供する業務」（以下、時差再生サービス）があります。NHKがVODサービスのNHKオンデマンド（NOD）を受信料財源ではなく有料サービスとして実施していることに鑑みると、NHKが恒常的に無料で時差再生サービスを実施すれば、受信料財源による無料サービスと、受益者負担による有料サービスの境界が曖昧になるおそれがあるだけでなく、民間事業者の動画配信サービス市場に与える影響も懸念されます。このため、現段階で時差再生サービスの恒常化には賛成できません。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> | <p>今回申請のあった業務は、ハイブリッドキャストサービスの技術的検証等に資するものであり、その範囲において適切に行われるものと認識しております。</p> <p>また、本業務は、放送中の番組について時差再生を可能とするものであり、既放送番組等を、電気通信回線を通じて一般の利用に供するNHKオンデマンドとは異なるものと考えます。</p> <p>なお、本業務は、平成26年度末までの時限付きの申請となっていることから、本業務の認可によって、放送中の番組の時差再生可能な映像を提供する業務の実施が、恒常的に認められるものではありません。</p> |
| <p>【意見6-2】</p> <p>今回NHKは「放送中の番組の時差再生可能な映像を提供する業務」を申請していま</p> | <p>(同上)</p> |

| | |
|--|-------------|
| <p>すが、これはオンデマンドサービスの一形態と考えられます。NHKは「NHKオンデマンド」を受信料財源ではなく有料サービスとして実施しており、NHKが恒常的に無料で時差再生サービスを実施すれば、受信料財源による無料サービスと、受益者負担による有料サービスの境界が曖昧になるおそれがあります。さらに民間事業者の動画配信サービス市場に与える影響も懸念することから、時差再生サービスの恒常化は慎むべきと考えます。【株式会社テレビ朝日】</p> | |
| <p>【意見6-3】 本業務の種類の1つに「放送中の番組の時差再生可能な映像を提供する業務」（以下、時差再生サービス）があります。NHKがVODサービスのNHKオンデマンド（NOD）を受信料財源ではなく有料サービスとして実施していることに鑑みると、NHKが恒常的に無料で時差再生サービスを実施すれば、受信料財源による無料サービスと、受益者負担による有料サービスの境界が曖昧になるおそれがあるだけでなく、民間事業者の動画配信サービス市場に与える影響も懸念されます。このため、現段階で時差再生サービスの恒常化には賛成できません。 また、再生開始時間は、当該放送期間中に限定されているとはいえ、放送時間が終了した後も番組再生が可能になっており、放送時間を「はみ出した」部分については、裏にある民放の放送番組を圧迫する可能性があることから、時差再生サービスの恒常化には賛成できません。【日本テレビ放送網株式会社】</p> | <p>(同上)</p> |
| <p>【意見6-4】 また先の「放送政策に関する調査研究会」の「第一次取りまとめ」で示されたNHKのインターネット活用業務の実施の可否に関する3つの判断基準「公共性が認められること」、「放送の補完の範囲にとどまるものであること」、「市場への影響の程度」に照らし、特に類型1の時差放送サービスを恒常的に行うことについては、民間における既存のサービスへの影響が無視できないと考えますので、慎重な検討が必要であると考えます。【朝日放送株式会社】</p> | <p>(同上)</p> |
| <p>【意見6-5】</p> | |

| | |
|---|-------------|
| <p>「時差再生サービス」は番組のインターネット配信に該当し、放送番組補完の範疇を超えたサービスと考えられる。現在受信料財源とは切り離して行っている「NHKオンデマンド」サービスは放送番組補完とは関係なく実施している有料のサービスであるが、受信料財源を使用して無料で行う本サービスが結果として「NHKオンデマンド」に極めて近い性格をもつものとなり、今後両サービスの境界線が曖昧になってしまう恐れがある。</p> <p>受信料で放送を行うという公共放送の性格上、放送番組の補完にとどまらないハイブリッドキャストサービスが無制限に拡大しないよう努めるべきであり、これを本考え方および認可書面等に明記する等、無制限な拡大を抑止することを担保する必要がある。【株式会社テレビ東京】</p> | <p>(同上)</p> |
| <p>【意見6-6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHKが放送中の番組のインターネット同時配信を行うことは放送法及びNHKの業務基準で認められておらず、例外として災害時の緊急情報など極めて公共性、緊急性が高い場合に限定されている。 ・一方、オリンピックについては、国民的な関心が高い特別なイベントであることから、放送しない競技についてのみインターネットリアルタイム配信が特例的に認められてきた。 <p>しかし、時差再生が可能なインターネット配信はこれとは全く性格を異にするものであり、実質的に「NHKオンデマンド」と同じサービスといえるが、「NHKオンデマンド」は放送法で定められているNHKの本来業務ではないことから、これまでも受信料を財源としない別会計で運用されてきた経緯がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の“放送中の番組の時差再生可能な映像を提供する業務”は、上記のような総務省の放送政策に関する調査研究会などでの議論も経て確立されてきたNHKの本来の業務の在り方から大きく逸脱するものと言える。 ・従って、今回はあくまで期間限定の検証作業としては認められても、NHKが通常行う業務として相応しいかどうかは、放送政策調査研究会での議論に際して指標とされ | <p>(同上)</p> |

| | |
|---|--|
| <p>た「公共性」、「番組の補完」、「市場への影響の度合い」の3原則などを踏まえた慎重な検討が改めて行われることが必要と考える。【読賣テレビ放送株式会社】</p> | |
|---|--|

(7) 本業務に係る情報開示についての意見

| | |
|--|--|
| <p>【意見7-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務を認可する場合には、今後、民間放送事業者などがハイブリッドキャストサービスを検討する際に活用できるようにするため、受信料財源により実施される本業務の実証結果・データおよび本業務に要した支出の詳細をNHKがホームページなどで広く一般に公表することを要望します。 ・ なお今後、本業務の実施段階などにおいて、必要に応じて改めて意見を述べることにします。 <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> | <p>協会から提出された申請において、「業務の実施結果、検証結果については、今後のサービスの充実・開発に役立てるとともに、年度ごとに適宜とりまとめて、協会のホームページ等で公表する」とされており、費用の内訳を含め、本業務の結果について広く公表されるべきものと考えます。</p> |
| <p>【意見7-2】</p> <p>本業務を認可するにあたっては、民間放送事業者などがハイブリッドキャストサービスを検討する際に活用できるように、実証結果、データ、コスト等の詳細をNHKのホームページなどで公表することを強く要望いたします。【株式会社テレビ朝日】</p> | <p>(同上)</p> |
| <p>【意見7-3】</p> <p>本業務を認可する場合には、今後、民間放送事業者などがハイブリッドキャストサービスを検討する際に活用できるようにするため、受信料財源により実施される本業務の実証結果・データおよび本業務に要した支出の詳細をできるだけ速やかにNHKがホームページなどで広く一般に公表することを要望します。</p> <p>【日本テレビ放送網株式会社】</p> | <p>(同上)</p> |
| <p>【意見7-4】</p> <p>また、放送法第20条第2項第8号で定められている「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」として申請が認可された際には、今後ハイブリッドキャストサービスの検証により得られた知見について、NHKのみならず民放を含めた放送界全</p> | <p>(同上)</p> |

| | |
|--|------|
| <p>体の発展に寄与できるよう広く一般に公開されることを強く望みます。 【朝日放送株式会社】</p> | |
| <p>【意見 7-5】 仮に今回申請があった業務が実施されたとしても、それは放送及びその受信の進歩発達のための技術的検証が目的であり、ハイブリッドキャストが本格実施される際の実績として捉えることがないよう留意していただきたい。 本業務で得られた知見については民間事業者に広く提供するとともに、業務にかかる費用を受信料のみで賄うことの妥当性、得られる効果が予算規模に見合っているか等についても視聴者・国民に説明し、その是非を問うべきである。 【一般社団法人日本新聞協会】</p> | (同上) |
| <p>【意見 7-6】 「ハイブリッドキャスト」の技術検証によって収集したデータおよび検証結果については民間放送事業者および類似サービスの実施を検討している事業者の求めに応じて、概要のみならず詳細な技術情報を提供することが公共放送の先導的役割のひとつと考える。これを本考え方および許可書面等に明記し、情報提供を担保することが必要と考える。【株式会社テレビ東京】</p> | (同上) |

(8) 本業務と受信料制度との関係についての意見

| | |
|---|--|
| <p>【意見 8-1】 結論：当該認可に反対 総務省の考え方の中に『協会は、当該コンテンツを無償で提供することとしており、営利を目的とするものにはあたらない。』と記載があるが、その後NHKがインターネットコンテンツの閲覧可能を理由として放送受信料を徴収する可能性があり、放送受信機の設置をしていない国民にも負担となる。【個人 5】</p> | <p>今回申請のあった業務を認可することにより、放送法第64条第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。</p> |
|---|--|

(9) 本業務に要する費用についての意見

【意見9-1】

NHKは2014年度、ハイブリッドキャストサービスの試験運用に7億3000万円を投入するとしているが、民間感覚では多額の支出である。貴省は「著しく多額とは認められない」としているが、その根拠を示すべきである。

受信料の多くが一部サービス利用者のためだけに使われることは、国民全員が公共放送を支える受信料の本旨にもとる。NHKによれば、現在普及しているハイブリッドキャスト対応受信機は10万台程度といい、1台あたり7000円(受信料半年分)を費やす計算になる。国内には1億台の受信機があるのに、0.1%の特殊な受信機所有者のために過剰なサービスを提供することは、NHKが自ら公平負担という受信料の大原則を崩すことにつながる。NHKは、視聴者や市場の動向をきちんと把握し、利用者が限られるインターネット事業への進出はやめるべきである。あるいは、対応受信機がある人だけが受けられる付加的なサービスとして、付加料金の導入など受信料制度との関係を整理すべきである。

NHKの申請では、類型5として番組関連コンテンツの提供を挙げている。ここにシステム構築経費や編集作業に携わる人件費など多額が投資されるのであれば、有料提供されてきた分野や未開拓コンテンツの民間市場に影響が懸念される。

放政研ではNHKのインターネット事業に関し、包括的な「実施基準」をNHKが策定し、認可を受ける方式が提示された。包括的な申請・認可方式では、このような具体的な民間市場への影響は検討から抜け落ちる可能性がある。あくまでも個別具体的な実施内容の申請を求め、審査すべきである。【一般社団法人日本新聞協会】

今回申請のあった業務は、ハイブリッドキャストサービスの技術的検証等に資するものであり、放送法第20条第2項第8号に規定する「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」であると認められ、実施に要する費用については、受信料財源を毀損するものではないと考えます。

なお、本業務の実施結果等については、協会から提出された申請において、協会のホームページ等で公表するとされており、費用の内訳を含め、広く公表されるべきものと考えます。

(10) 本業務に係るその他の態様についての意見

| | |
|---|---|
| <p>【意見10-1】</p> <p>本件考え方2(3)類型6には、「既放送番組」とありますが、リコメンド機能を使って今後放送する予定の番組の番宣をすることは、許されるのでしょうか？</p> <p>私の意見では、リコメンド機能を使って視聴者に関心のありそうな放送予定番組を当該視聴者に紹介することは、協会の目的にかなうものであり、当該放送予定番組の放送が営利を目的とするものでない以上、このようなリコメンドが営利を目的とするものになるわけではないと思います。</p> <p>したがって、リコメンド機能を使って今後放送する予定の番組の番宣をすることも許されるとするべきであり、この旨明確化するべきだと思います【個人1】</p> | <p>今回申請のあった業務については、「放送中の番組を契機としたリコメンド機能等を活用して、既放送番組の動画クリップ等を提供する業務」とされており、その範囲において適切に行われるものと考えます。</p> |
| <p>【意見10-2】</p> <p>今回NHKから申請のあったハイブリッドキャストサービスは、いずれも受信料に支えられた無料の、それも期間限定の実証実験サービスであることから、視聴者に対しては、今回のサービスがあくまで平成26年度末までの期限を定めた実証実験サービスであり、受信料により支えられたものであることを十分周知する必要があると考えます。【朝日放送株式会社】</p> | <p>今回申請のあった業務は、受信料を財源としていくことに配慮しつつ、協会から提出された申請内容に沿って適切に行われるものと認識しております。</p> |

(11) その他の意見

| | |
|--|--|
| <p>【意見11-1】</p> <p>日本放送協会の番組は放送法を守っていません。政治的中立性もなく特定の国のための報道機関になっています。スクランブル化をし、国民が安心して解約できるようにしてください。【個人2】</p> | <p>本意見募集の対象に対する直接のご意見ではないため、参考意見として承ります。</p> |
|--|--|